

独立行政法人国立公文書館移管元行政機関等利用細則（抜粋）

平成23年4月1日館長決定

（趣旨）

第1条 独立行政法人国立公文書館利用等規則（平成23年規程第4号。以下「利用等規則」という。）第28条の規定を実施するため、特定歴史公文書等を移管した行政機関の長又は独立行政法人等（以下「移管元行政機関等」という。）が、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第24条に定める特例の適用を受け、当該特定歴史公文書等を利用する場合（以下「利用」という。）の手続は、この定めによる。

（利用手続）

第2条 移管元行政機関等が利用する場合には、利用等規則第11条に規定する特定歴史公文書等利用請求書の提出と合わせて、別紙様式の移管元行政機関等利用手続書に必要事項を記入の上、原則として利用日の前日までに、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）に提出することとする。この際、館は、移管元行政機関等利用手続書に従って、館において、移管元行政機関等に属する利用者の身分証、利用目的等の確認を行う。

2 移管元行政機関等の名称が組織改編により移管した当時のものと異なる場合等には、当該移管元行政機関等が移管した当時の機関の後身であることを証明する書面を提出しなければならない。

（館外閲覧）

第3条 館は、移管元行政機関等に属する利用者が館の外での閲覧を希望する場合は、館において特定歴史公文書等を引き渡すこととする。この場合、館は1箇月を限度として館の外での閲覧を認めることができる。

2 移管元行政機関等は、前項に規定する期限を超えて引き続き当該特定歴史公文書等を利用しようとする場合には、改めて特定歴史公文書等利用請求書及び移管元行政機関等利用手続書を提出しなければならない。

3 移管元行政機関等に属する利用者は、特定歴史公文書等を館の外で閲覧をする場合には、その取扱いについて細心の注意を払うとともに、利用制限情報が記録されている特定歴史公文書等にあつては、当該利用制限情報を移管元行政機関等以外の第三者の目に触れることがないように十分留意しなければならない。

（返却確認）

第4条 移管元行政機関等は、館の外で閲覧した特定歴史公文書等を返却するときは、当該特定歴史公文書等を館に持参し、館の職員に直接引き渡さなければならない。館は、返却された特定歴史公文書等について検査を行い、滅失、破損及び汚損がないことを確認し、その旨を記載した移管元行政機関等利用手続書の写しを移管元行政機関等に交付する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

「歴史公文書等の行政利用等について」（平成13年4月2日館長決定）は廃止する。

平成25年度 移管元行政機関等利用実績

(単位:冊)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	25年度計
内閣官房													0
内閣法制局													0
人事院				3									3
内閣府		1	2	20	83	80	40	30	15	30	30	50	381
宮内庁													0
警察庁													0
金融庁													0
総務省	12	5	36	1	4	5						17	80
公正取引委員会													0
公害等調整委員会													0
消防庁					17								17
法務省	6	7	9	6		4	14	11	9	13	21	5	105
外務省													0
財務省		2				2							4
国税庁													0
文部科学省	11		1				17	20	4		11		64
文化庁													0
厚生労働省					1			1	1	2			5
農林水産省													0
林野庁													0
水産庁													0
経済産業省													0
資源エネルギー庁													0
特許庁													0
中小企業庁													0
国土交通省								1				1	2
気象庁													0
海上保安庁													0
環境省								1					1
防衛省													0
会計検査院										26			26
月別計	29	15	48	30	105	91	71	64	29	71	62	73	688